

総社市訓令第8号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

総社市職員任用規程（平成17年総社市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月10日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(委員会の組織等) 第5条 略 2 委員長は副市長，副委員長は <u>政策監及び教育長</u> ，委員は総務部長及び総務課長をもって充てる。 3～5 略	(委員会の組織等) 第5条 略 2 委員長は副市長，副委員長は教育長，委員は総務部長及び総務課長を もって充てる。 3～5 略

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。